国民健康保険だより

平成16年度 福生市国民健康保険特別会計決算状況

問合せ保険年金課保険年金係

加入世帯・被保険者数の状況

平成17年3月末現在、加入世帯数は13,861世帯、被保険者数は、24,552人で、市全体に占める割合は、それぞれ49%、40%です。

歳入・歳出及び財源内訳

■歳入(第1図)

歳入のうち、皆さんに納めていただいた国民健康保険税は、全体の約29%になっています。また、未納等により収入されていない額(収入未済額)や支出の不足額を補うなどのために、一般会計から国保会計に充てられた金額(一般会計繰入金)は歳入全体の約15%になります。

国民健康保険税は、国保を支える貴重な財源です。納期までには必ず納めましょう!

■歳出(第1図)

被保険者の皆さんへの保険給付〔医療機関で受診したとき、皆さんが支払う一部負担金を除いた残りの部分は、国保(市)が負担しています。〕及び高額療養費などの現金給付(あとからの払い戻し)をした『保険給付費』は、支出全体の64%。また、老人保健拠出金は26%、介護給付費納付金は7%です。

■医療費1人当たり財源内訳(第2図)

円の中央の数字は、1年間に国保が負担した、被保険者1人当たりの平均的な給付額を表しています。(一般被保険者等が126,000円、退職被保険者が279,000円です。)

また、その費用に対して、どんな財源がどれだけあてられたかを円グラフで表しています。

《第1図》福生市国民健康保険特別会計決算

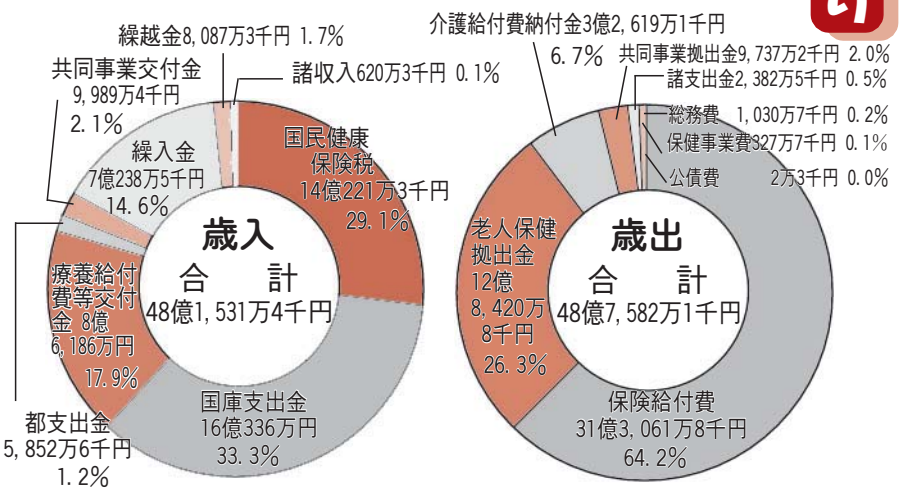

《第2図》医療費1人当たり財源内訳

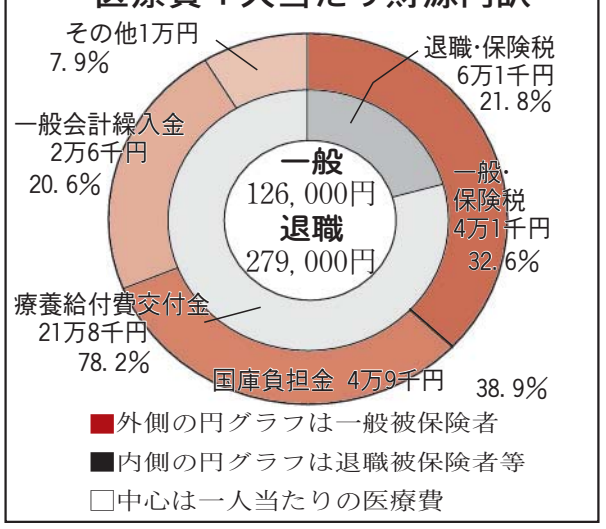

■外側の円グラフは一般被保険者
■内側の円グラフは退職被保険者等
□中心は一人当たりの医療費

平成16年度決算の傾向

前年度に比べて著しく変わっている金額は、歳出では保険給付費2億6千70万円、約9%の増加、老人保健拠出金2億31万円、約14%の減少となっています。また歳入では繰入金1億4千880万円、約18%の減少となっていますが、これは繰入先である市の一般会計でも財源が不足していることが影響しています。

国民健康保険事業は大変厳しい状況にあります。平成16年度決算では、歳出合計が歳入合計を上回り赤字決算となることから、翌平成17年度分の歳入を前倒し(繰上充用)し、収支の均衡を図りました。

平成17年度にも税率等を改正させていただきましたが、今後もやむなく税率等の改正をすることが考えられます。

「これだけかかりました」9月診療分などの医療費を通知します

医療費や健康に対する理解を深めていただくため、国保を使って受診された9月分の医療費と、10月請求分の療養費(接骨院の施術)の額などを、12月中に郵送でお知らせします。

▼医療費の額が1件3千円未満のものは通知しません。

▼通知の「医療費の額」の欄には、保険診療として定められた費用だけ記載されます。

※自由診療や差額ベッド代、入院雑費など、保険適用されないものは含まれません。

▼通知を受け取ったことにより、特に手続きを行う必要はありません。

問合せ保険年金課保険年金係

国民年金だより

各種証明書等の交付(再交付)申請の電話による受付を始めました

社会保険庁では、国民年金・厚生年金保険の年金受給者の方からの各種証明書等の交付(再交付)申請について、これまでの郵送または窓口受付に加え、新たに電話でも受け付けます。

証明書の種類準確定申告用源泉徴収票・裁定通知書・支給額変更通知書(注1)・給付証明書・年別内訳書・返納金納付書・改定通知書・源泉徴収票・振込通知書

対象者年金受給者本人

なお、本人が直接申請することが困難なため、配偶者の方が申請を行う場合には、配偶者であることを確認のうえ、受け付けます。証明書等は、本人宛に郵送します。また、本人が亡くなられている場合の証明書等の交付(再交付)申請については、申請者が未支給請求者(注2)であることが確認できる場合に限り、受け付けます。

この場合、証明書等は未支給請求者宛に郵送します。

なお、未支給請求者以外の相続人の方は、郵送または窓口にて申請願います。

(注1)発行から概ね3か月以内の通知書が対象となります。

(注2)年金や手当金の受給権者が裁定請求しないまま死亡したときや、年金受給中に死亡したため、まだ受けとっていない年金が残っている場合には、受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹は、この順で受給権者が死亡するまでに受けるべきであった保険給付の請求をすることができることになっています。この請求をされた方を未支給請求者といいます。

※電話による申請では、申請者の確認のために、次のような点をお尋ねさせていただきます。

申請者が本人の場合

基礎年金番号・年金コード、氏名、生年月日、住所、支払機関名など

申請者が配偶者の場合

本人の場合の確認項目のほか、配偶者の氏名・生年月日、本人が直接申請することが困難な理由など

申請者が未支給請求者の場合

本人の場合の確認項目のほか、未支給請求者の氏名・住所、死亡者との続柄など

問合せ「ねんきんダイヤル」☎0570・07・1165または立川社会保険事務所☎523・0351

今月の年金相談

日時12月22日(木)・27日(火)いずれも午前10時～午後3時30分

場所市役所2階第2会議室

問合せ保険年金課保険年金係

㊗医療証をお持ちの市民税非課税世帯の方へ

㊗医療証をお持ちの市民税非課税世帯の方は、申請すると「㊗限度額適用認定証」が交付されます。

医療機関で受診の際に「㊗限度額適用認定証」、「㊗医療証」、「健康保険証」を提示すると1か月の自己負担上限額が次のようになります。

※申請月の1日から有効

軽減内容

〈外来〉

12,000円 → 8,000円

〈入院〉

40,200円 → 24,600円

【手続き】

㊗医療証、健康保険証、印鑑をお持ちのうえ、市役所本庁舎1階⑤番の窓口で「㊗限度額適用認定証」の交付申請をしてください。

問合せ保険年金課老人医療係